

捨 印

(本部事務局オープンカウンター方式用)

[illegible]

1. 見積金額を訂正した見積書は無効とする。
2. 品名に係る数量、単価又は金額を訂正した見積書は無効とする。
3. 品名に係る金額の合計金額が見積金額と一致しない見積書は無効とする。
4. 2葉以上わたるときは、別に定めた用紙を使用し、各業には必ず割印をすること。

※ 見積金額は、消費税及び地方消費税を含まない。

業 者 コード					
------------	--	--	--	--	--

物品請求
領収書、
見積書の
継続紙

[illegible]